

議案第89号

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年11月30日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の130」」を「「6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125」」に改める。

第2条 多可町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「「6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125」」を「「100分の127.5」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多可町職員の給与に関する条例の規定は、令和2年12月1日から適用する。

多可町職員の給与に関する条例の新旧対照表

第1条

現 行	改 正
(期末手当) 第27条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第27条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略)

第2条

現 行	改 正
(期末手当) 第27条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合は100分の130、12月に支給する場合は100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第27条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略)